

14 建設

1 市道の状況

本市には高速道路 1 路線、国道 5 路線、県道 36 路線、市道 6914 路線があります。

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

年月日	市道実延長	改良済		舗装延長		
		延長	改良率	単年度	累計	舗装率
26.4.1	2,304,101m	1,603,051m	69.6%	2,519m	2,156,440m	93.6%
27.4.1	2,306,154	1,606,748	69.7	2,370	2,158,810	93.6
28.4.1	2,310,624	1,607,897	69.6	6,257	2,165,067	93.7
29.4.1	2,312,238	1,611,365	69.7	1,871	2,166,938	93.7
30.4.1	2,317,236	1,617,690	69.8	5,105	2,172,043	93.7
31.4.1	2,321,373	1,623,880	70.0	4,493	2,176,536	93.8
2.4.1	2,324,414	1,630,901	70.2	3,239	2,179,775	93.8
3.4.1	2,326,215	1,635,042	70.3	1,841	2,181,616	93.8
4.4.1	2,328,025	1,638,596	70.4	2,032	2,183,648	93.8

2 市道認定等取扱路線数

区分	29 年度		30 年度		元 年度		2 年度		3 年度	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
認定	16	5,074m	36	4,699m	29	2,823m	14	2,151m	21	2,309m
変更	0	0	2	98	1	26	2	153	1	145
廃止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 私道舗装整備状況

年 度	件 数	延 長	面 積	金 額
26	2	154m	472 m ²	1,766 千円
27	3	146	632	2,333
28	4	235	669	2,829
29	2	112	422	2,991
30	6	311	791	5,186
元	3	94	319	3,000
2	3	123	411	2,980
3	1	98	402	2,970

4 市営住宅の概要

(1) 管理戸数及び応募状況

年 度	団 地 数	管 理 戸 数	応 募 状 況		
			申 込 数	入 居 数	倍 率
29	62	2,892	208	105	1.98
30	61	2,918	194	111	1.75
元	60	2,898	195	119	1.64
2	60	2,815	165	79	2.09
3	60	2,782	164	92	1.78

(2) 建設戸数（着工）

年 度	市 営 住 宅	
	公 営 住 宅	特定公共家賃住宅
27	21 戸	0 戸
28	15	0
29	27	0
30	48	0

(3) 建替等建設計画

ア 公営住宅

居住水準の向上、高齢化社会への対応等を目的に、老朽化した住宅の建替建設をするものです。令和元年度までに、寿団地B街区の5棟111戸が供用開始しました。

5 国道19号松本拡幅の整備促進

(1) 計画概要

ア 計画区間：塩尻市境～島内平瀬口交差点先までの間

イ 計画内容：4車線、L=11.6km、W=30.0m（一般部）、32.0m～46.0m（立体部）

ウ 事業費：約170億円〔ただし、事業化された渚3丁目～宮渚本村間(1.6km)の事業費〕

(2) 経過

平成10年3月	4車線化の都市計画決定
10年度	渚から宮渚本村間が事業化（L=1.6km）
13年度	事業化区間の設計協議及び用地測量を実施
～16年度	
17年6月	事業化区間を4工区に分け、着手順の設定
17年度～	用地買収に着手
26年3月	第1工区の渚1丁目交差点付近の工事が一部完成。上り車線の右折レーンが2車線化
28年3月	第1工区、第2工区の渚1丁目交差点から田川小学校前までの歩車道、電線共同溝工事が完了し、暫定供用

28年度～	国の用地国債制度により、松本市土地開発公社が用地先行取得を実施
30年度	渚2丁目交差点周辺 歩道の暫定供用
令和3年度末	事業化区間用地取得率 (松本市土地開発公社の取得分を含む) 約57%

(3) 今後の取組み

- ア 区間の用地買収と事業の促進、調整を行います。
- イ 事業の進捗を図るため、予算確保を国へ要望していきます。
- ウ 国は、令和4年度から落合橋橋梁工事に着手します。

6 中部縦貫自動車道及び国道158号の整備促進

(1) 計画概要等

ア 松本波田道路

- ・事業区間：島立（松本JCT（仮称））～波田（波田IC（仮称））間
- ・事業内容：L=5.3km 盛土区間 W=20.5m 橋梁区間 W=19.5m

イ 中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）

- ・計画区間：波田～中ノ湯間
- ・事業内容：L=約27km

ウ 追加インターチェンジ

- ・追加IC① 接続位置：一般県道新田松本線に接続（和田地区和田町地籍）
事業内容：進入路部分 L=約240m W=14.5m
- ・追加IC② 接続位置：主要地方道松本環状高家線に接続（和田地区蘇我地籍）
事業内容：進入路部分 L=約150m W=14.5m
新設道路部分 L=約750m W=13.0m

エ 波田渋滞対策道路

- ・事業区間：島々～三溝新田間 L=4.6km W=16.0m

オ 国道158号奈川渡改良

- ・事業区間：奈川（奈川渡ダム）～安曇（小白川） L=2.2km W=10.5m

カ 国道158号狸平バイパス

- ・事業区間：（三本松トンネルから稲核間） L=1.5km W=9.0m

(2) 経過

平成11年3月	松本波田道路及び波田渋滞対策道路の都市計画決定
13年度	松本波田道路事業及び波田渋滞対策道路事業が中断
23年8月	国が国道158号奈川渡改良を権限代行として事業着手
12月	県が波田渋滞対策道路の事業再開説明会を開催
24年1月	国の事業評価監視委員会により松本波田道路の事業継続が決定
8～9月	県が波田渋滞対策道路の工事説明会を開催し工事に着手
25年12月	国が松本波田道路の設計概要を4地区対策委員会に説明
26年1月～	国が松本波田道路の地元住民説明会及び環境説明会を開催
9月	国が奈川渡改良の工事説明会を奈川、安曇地区で開催し、工事用道路の工事に着手
11月～	国が松本波田道路の幅杭設置測量、用地測量に着手

28年 3月	国道 158 号線奈川渡改良の 2 号トンネル工事の契約を締結
11月	中部縦貫自動車道（松本～中ノ湯間道路）建設・国道 158 号整備促進期成同盟会等が「国道 158 号奈川渡改良事業起工式」を開催
29年 4月	県が狸平バイパスに事業着手
30年 4月	市は、松本波田道路への追加インターチェンジ（2 か所）の設置に向け、国、県と協議を進めていくことを決定
31年 3月	国が波田、新村地区で松本波田道路の個別用地交渉を開始
令和 元年 7月	国道 158 号奈川渡改良の 2 号トンネル貫通
2年 2月	国が和田、島立地区で松本波田道路の個別用地交渉を開始
6月	県が狸平バイパスの用地取得に着手
7月	国、県、市で第 1 回中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）整備検討会を開催
3年 1月	国が松本波田道路の本線工事に着手
4年 2月	市が和田地区対策委員会に追加 I C の設計説明会を開催
3月	松本波田道路の本線工事（橋台 2 基）が完成
3 年度末	松本波田道路 用地取得率 （松本市土地開発公社の取得分を含む）約 78% 波田渋滞対策道路 完成区間延長 L = 約 4,040m

(3) 今後の取組み

- ア 松本波田道路は、用地買収及び本線工事が円滑に進むよう、引き続き国に協力します。また、追加 I C の設置に向けて調査・設計及び地元調整を進めます。
- イ 中部縦貫自動車道の先線計画（波田から中ノ湯間）は、早期に路線提示できるよう、国・県と協力して進めます。
- ウ 波田渋滞対策道路は、未同意者への対応を進めるとともに、県との協力体制により、工事の早期完成に向けた取組みを進めます。
- エ 奈川渡改良は、早期の完成に向け、トンネル工事、橋梁工事の大幅な予算確保を国へ要望します。
- オ 国道 158 号狸平バイパスの早期完成を県へ要望します。

7 地域高規格道路松本系魚川連絡道路の整備促進

(1) 計画概要

松本系魚川連絡道路は、長野県松本市から新潟県糸魚川市に至る延長約 100 k m の地域高規格道路です。松本系魚川連絡道路の整備により、長野県内の圏域間及び県外からの交通や物流を円滑にし、災害時には、広域的な避難路や緊急輸送路として、地域の防災性を高める道路網を構築します。

(2) 経過

平成 10 年 6 月	計画路線に指定
20 年 10 月	県が（仮称）「豊科北 IC」を起点とする「豊科北ルート」を最適案として公表
23 年度	県が小谷村雨中地区（2 k m）を事業化

29年 4月	県が白馬村白馬北工区を事業化
11月	新潟県が新潟県内の一部区間（小滝～糸魚川 IC）のルート帯を決定
30年 2月	県が大町市議会全員協議会及び都市計画審議会にて、大町市街地区間については、2年以内にルート案を決定する考えを提示
11月	安曇野市が県に対し、地域の理解が得られるルートの詳細な調査、再検討を要望
31年 2月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明。県が大町市街地ルートについて、ルート帯3案を提示し、最適なルート帯の決定に向け、説明会を開催
4月	糸魚川市山本一上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
令和 元年 6月～	県がルート帯検討段階から住民らの意見を聞く住民説明会を安曇野市で開催
2年 2月	県が大町市街地区間の最適ルート帯として西ルート帯を選定（1～2km幅）
8月	県が安曇野市新設区間の最適ルート帯としてAルート帯を決定（50m幅）
3年 6月	県が安曇野市新設区間のAルート帯について、これまでの50m幅から9.5m幅まで絞り込んだルート線案を提示
7月	県が安曇野市新設区間名を安曇野道路に決定
9月	安曇野道路が都市計画決定
4年 3月	安曇野道路の令和4年度新規事業化が決定

(3) 今後の取組み

- ア 大町市街地区間の最適ルート帯について地元合意形成と事業化が図られるよう県に働きかけます。
- イ 未指定区間における調査区間指定と調査区間における整備計画への早期格上げを要望します。

8 歩行空間あんしん事業

(1) 目標

快適で歩きやすい歩行空間を確保するため、波打ち歩道の改修を中心に、市民生活に直結した道路環境の整備を進めます。

(2) 主な事業概要

- ア 波打ち歩道の改修
- イ 側溝の蓋掛け

(3) 現状の分析と今後の課題

平成19年から令和10年までに14.2kmの波打ち歩道の改修を終了することを目標としており、令和3年度末で8,650m（60.9%）の改修が終了しています。

地域住民と行政が一体となって、問題点や要望等を検討しながら道路環境整備を進めます。

9 幹線道路の整備推進

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 経過及び現状

平成5年度から策定している道路整備五箇年計画に基づき、道路網の整備を計画的かつ効率的に進めています。

ア まちなか幹線道路網の整備

(都)内環状北線(白板～大手)については、平成17年に完成しています。先線となる大名町までの区間は、松本城南・西外堀復元事業と一体的に整備を進めています。また、県事業の(都)内環状南線(中条)については、令和3年度に完成しました。

(都)中条白板線は、平成19年に松本駅アルプス口周辺が完成、現在、巾上及び白板工区の整備を進めています。

イ 中環状線の整備

市道7202号線(合庁南線)は、平成15年に供用開始となり、その先線の市道7003号線(島立)の整備を進めています。

宮渕新橋上金井線(城西)は、事業化に向けて、調整しています。

ウ 外環状線の整備

(都)出川浅間線は、並柳から薄川までと惣社の一部区間が完成しています。里山辺の区間は、令和元年度から整備に着手しています。

エ 東西・南北幹線の整備

環状線とともに道路網を形成する幹線道路として、市道5005号線(奈良井川右岸)の整備を進めています。なお、奈良井川右岸の市道5005号線の一部(下二子橋下流～島立橋間)は、平成22年11月、(都)小池平田線(出川)、市道5510号線の一部(平田橋東から国道19号間)及び市道5250号線(平田)は、平成28年3月、(都)小池平田線(庄内)は、令和2年2月に完成し、新たに逢初工区の整備に着手しました。

オ 拠点に関連した道路整備

(ア) 長野県施行の南松本駅南側踏切立体交差化事業に関連した(都)南松本駅石芝線(芳野)の整備を進め、令和3年3月に西工区が完成しました。

なお、(都)芳野双葉線(芳野)の整備が平成26年3月、市道5295号線などの市施行分の整備については、平成27年5月に完成しました。

(イ) 松本臨空工業・新松本工業団地建設事業に関連した市道7817号線の整備は、平成28年3月に完成しました。

カ 補助幹線の整備

5支所管内では、市道波田98号線(波田)の整備を進めています。

(3) 今後の進め方

今年度、社会的動向、これまでの五箇年計画からの課題を整理し、第7次道路整備五箇年計画を策定します。

今後は、継続する路線の早期整備を含め、本市の道路整備五箇年計画に基づき、着実な整備を推

進し、幹線道路網の整備率向上を図ります。

10 奈良井川流域河川整備

(1) 事業主体 長野県

(2) 経過及び現状

県は、奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、危険度が高い田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700m）が早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備をしており、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図っています。

(3) 今後の取組み

県は、新たな松本圏域河川整備計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定された奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と、堆積土砂撤去や立木等の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の集中的な取組みを要望します。

11 土地利用

(1) 松本市都市計画マスタープラン

ア 目標

松本市を取り巻く状況や、新たな社会経済情勢の変化に適切対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

イ 経過

平成 11 年 5 月	都市計画基本方針を策定
18 年度	周辺 4 村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19 年度	全体構想、地域別構想の検討
20 年度	全体構想(案)、地域別構想(案)の作成及び都市計画マスタープラン(案)の作成
22 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
23 年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25 年 3 月	都市計画マスタープラン改定 全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26 年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施
29 年 3 月	立地適正化計画（都市機能誘導区域）を策定
31 年 3 月	立地適正化計画に居住誘導区域等を追加（一部改定）
令和元年度	都市計画マスタープランの見直しに着手
4 年 3 月	都市計画マスタープラン改定

ウ 今後の取組み

立地適正化計画の5年毎の定期見直しに向け、防災指針の追加、駐車場配置適正化区域の区域拡大を含めた検証を行います。

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

ア 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

イ 経過

- 昭和46年 5月 新都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による区域区分告示（市街化区域2,262ha、市街化調整区域24,168ha）
- 55年 3月 第1回区域区分定期見直しにより、市街化区域455ha増の変更
- 平成2年 8月 第2回区域区分定期見直しにより、市街化区域958ha増の変更
- 8年 8月 第3回区域区分定期見直しにより、市街化区域20ha増の変更
- 12年 8月 第4回区域区分定期見直しにより、市街化区域69ha増の変更
- 16年 5月 第5回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
- 22年 11月 第6回区域区分定期見直しにより、市街化区域22ha増の変更
- 26年 2月 村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域5ha増の変更
- 11月 松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
- 令和4年 3月 第7回区域区分定期見直しにより市街化区域25.8ha増の変更について、長野県都市計画審議会で可決承認

都市計画区域の状況

単位：ヘクタール（令和4年4月1日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松本	30,191 (30.86%)	4,008 (4.10%)	26,183 (26.76%)	67,656 (69.14%)

ウ 今後の取組み

将来人口のすう勢から、人口フレームによる市街化区域の拡大は今後見込めません。松本市都市計画マスタープランに基づく土地利用と整合を図りながら、適正な区域区分の運用を図ります。

また、今後の都市を取り巻く情勢の変化を把握するために、都市計画基礎調査を実施します。

(3) 用途地域

ア 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

イ 経過

- 昭和13年 3月 市街地建築物法の適用により用途地域を指定
- 48年10月 新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8種類の用途地域に変更

- 平成 8年 4月 都市計画法・建築基準法の一部改正により、12種類の用途地域に変更
- 17年 3月 波田都市計画区域の用途地域指定
- 25年度まで 市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を28回変更
- 26年度 波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成17年に指定した用途地域を見直し
- 28年 9月 村井駅周辺の一部について用途地域を変更
- 31年 3月 惣社地区の一部用途地域を変更
- 令和 元年11月 都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
- 3年 10月 信州大学松本キャンパス地区の地区計画に伴い用途地域の一部を変更

松本都市計画区域の用途地域

単位：ヘクタール（令和4年4月1日現在）

第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	
492 (12.3%)	31 (0.8%)	679 (16.9%)	229 (5.7%)	889 (22.2%)	401 (10.0%)	
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
30 (0.7%)	114 (2.8%)	167 (4.2%)	576 (14.4%)	163 (4.1%)	237 (5.9%)	4,008 (100.0%)

ウ 今後の取組み

松本市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

12 緑の基本計画

(1) 目的

地域の実情や低炭素社会の構築等を勘案し、自主性を持って、緑地の保全から公園緑地の整備、その他緑化の推進に関して将来あるべき姿とそれを実現する施策を策定し、緑あふれるまちづくりの指針とします。

(2) 経過

- 平成 5年度 緑のデザインマニュアル策定
- 9年度 松本市緑の基本計画策定（基準年平成7・目標年平成27）
- 14年度 波田町緑の基本計画策定（基準年平成14・目標年平成33）
- 20年度 松本市景観計画策定
- 26年度 松本市緑の基本計画改定
- 27年度 緑のデザインマニュアル改定
- 28年度 景観計画届出に緑化の割合導入
- 令和 2年度 緑の基本計画の評価と検証に着手
- 3年度 信州まちなかみどり宣言

(3) 今後の取組み

「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知します。また、事業者の経済的負担もあることから誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

目標の達成状況を確認し、まちなかのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に活用される都市づくりの視点を加え、必要に応じて計画の見直しを検討します。

13 空き家対策

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応については、庁内関係課と連携しながら、管理不全な空き家の対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、市民の生活環境の保全及びまちの活性化を図ります。

(2) 経過

- 平成 24 年度 第 1 回空き家対策庁内課長会議の開催
空き家・空き地調査の実施
- 26 年度 「空き家リスト」作成のための資料収集及びアンケート調査
- 27 年度 「空き家リスト」作成のための資料収集（合併地区）
- 28 年度～ 県が進める「信州まちなかりノベーション推進事業」により天神地区の空き家見学会を開催
- 29 年度 空き家対策の強化を図るため、10 月から都市政策課に総合相談窓口を設置
- 30 年度 松本市空家等対策協議会を設置及び松本市空家等対策計画の策定
- 元年度 松本市空き家バンクの開設
- 2 年度 空き家に関する補助制度の制定及び特定空家等に 1 件認定
- 3 年度 空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施

(3) 管理不全の空き地・空き家相談件数

(単位：件)

年度	29	30	元	2	3
相談件数	142	128	138	128	142

(4) 今後の進め方

空き家の発生を未然に防ぎ、有効な活用の推進を通じた魅力あるまちづくりを実現するため、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、地域住民等で構成した空家等対策協議会で協議を行い、空家等対策計画に基づき空家等対策を進めます。さらに、管理が不十分な空き地・空き家に対しては、所有者等に適切な管理を促します。

また、空き家の利活用を促進するため、空き家所有者に対し空き家バンクへの登録を促すことで、市内の空き家数の抑制に資するとともに、移住・定住の促進を後押しします。

14 都市公園

(1) 目標

市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における避難場所等としての役割を果たすために、都市の景観や地域の特性、住民の要望を配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な整備を図ります。

(2) 都市公園の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分	都市計画公園		条例公園 (注)		合計		備考
	公園数 (カ所)	面積 (h a)	公園数 (カ所)	面積 (h a)	公園数 (カ所)	面積 (h a)	
街区公園	27	6.57	61	10.49	88	17.06	市民 1人当たり 公園面積 14.66㎡
近隣公園	7	12.50	4	4.27	11	16.77	
地区公園	3	16.10	1	18.80	4	34.90	
総合公園	2	81.61	—	—	2	81.61	
広域公園	1	100.90	—	0.40	1	101.30	
特殊公園	1	47.00	1	6.80	2	53.80	
都市緑地	8	25.01	46	15.50	54	40.51	
合 計	49	289.69	113	56.26	162	345.95	

(注) 都市計画決定していない条例公園

15 市街地整備事業

(1) 新市街地の整備 (中小土地区画整理事業)

ア 目標

新市街地において、地域の特性を活かした良好な住環境を備えた市街地形成を進めていくため、土地区画整理事業の技術援助を行います。

イ 現状

事業開始から30年以上がたち、開発可能集団農地の90%が整備済となったことから「松本市土地区画整理事業助成要綱」の改正を行い、技術援助の縮小及び新規設立組合への補助金を廃止しました。

組合設立の認可を受けて事業化した42地区(233.7h a)全ての事業が令和3年度に完了しました。

ウ 今後の取組み

事業計画区域77地区(355.4h a)の内、合意形成が図れず、技術援助中止となった23地区(35.5h a)を含む市街化区域内農地の土地利用について、自然との調和及び都市活動の幅を広げ、多様性を高める研究・検討を進めます。

(2) 地区計画の推進

ア 目標

土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落に

における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区計画を地区関係者の合意のもとに策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

イ 現状

令和3年度までに松本都市計画地区計画（松本市決定）の決定がされた地区は、40地区約326.5haです。

ウ 今後の取組み

既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。

立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や市街化調整区域における地区計画制度の活用に向けた検討を進めます。

16 景観形成事業

(1) 景観計画及び景観条例

ア 目的

松本市における良好な景観の形成を総合的に図り、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を積極的に推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

イ 経過

昭和60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20年度	松本市景観条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
29年度	景観事前協議制度導入
令和元年度	景観計画の手引き策定

ウ 今後の取組み

平成20年3月に「松本市景観計画」を策定して10年以上経過しています。これまでの施策を検証し、松本の顔となる良好な景観を望む場所を眺望点として位置付け、計画を見直します。

優れた景観形成への誘導を進めるため具体的な事例を示したデザインマニュアル（手引書）を活用し、松本市の景観の特質や景観形成の作法を広く市民や関係主体に呼びかけ、景観計画の推進を図ります。

本市が進める城下町の都市空間創出と高層建築物の関係について、松本のあるべきまちづくりの姿を念頭に、事前協議制度を活用し、より良い景観形成を促進します。

(2) 屋外広告物条例

ア 目的

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観計画の地域特性に応じた屋外広告物の表示、設置にルールを定め、良好な景観への誘導を図ります。

イ 経過

- 平成 18 年 7 月 「松本市屋外広告物条例」制定への取組みを決定
- 18、19 年度 屋外広告物の現地調査
- 21 年 2 月 松本市屋外広告物条例施行
- 4 月 松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付要綱施行
- 25 年 4 月 既存不適格屋外広告物に関する経過措置を見直し、条例を一部改正
補助対象要件の見直しに伴い、松本市既存屋外広告物改修事業補助金交付要綱の一部を改正
- 27 年 4 月 適用区域に波田地区を追加
- 30 年 1 月 屋外広告物の安全点検義務付けのため、条例を一部改正
- 令和 3 年度 中核市移行に伴い、屋外広告業の登録に関することについて県から権限移譲（松本市屋外広告物条例の全部改正）

ウ 今後の取組み

屋外広告業の登録を含め、屋外広告物の制度全般の周知を進めていきます。

(3) 景観賞

ア 目的

松本の風土と歴史的環境に調和した景観の形成に寄与し、又は景観を向上させる創造的な諸施設及び景観形成の向上に貢献している団体又は個人を表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚を図るものです。

イ 経過

平成元年度から実施し、令和 3 年度までに 274 件が受賞しています。

ウ 今後の取組み

景観賞の表彰、景観形成に関する研究・啓発・周知を推進し、市民の景観に対する意識の高揚に努めます。

17 建築確認

(1) 建築確認申請等状況

(単位：件)

年 度	建築物	工作物	昇降機	計画通知	変更確認	計
元年度	44	8	1	29	4	86
2 年度	38	15	4	19	4	80
3 年度	27	5	4	18	3	57

年 度	中間検査	完了検査	指定確認検査機関 報告書審査 (計画変更含む。)
元年度	2	85	1,431
2 年度	4	60	1,344
3 年度	5	63	1,324

(2) 建築許可申請状況 (単位：件)

年 度	法第 43 条	法第 51 条	法第 85 条	計
元年度	57	1	10	68
2 年度	75	0	9	84
3 年度	51	1	9	61

(注) 「法」とは建築基準法のことです。

(3) 承認、指定申請状況 (単位：件)

年 度	仮使用承認	道路位置指定
元年度	0	4
2 年度	3	4
3 年度	4	5

(4) 違反建築物の状況 (単位：件)

年 度	手続違反・確認前着工	その他	計
元年度	10	12	22
2 年度	6	5	11
3 年度	11	8	19

18 都市計画法に基づく開発許可件数

(単位：件)

年 度	法第 29 条	法第 43 条	規則第 60 条証明	完了検査	その他
元年度	63	142	73	69	35
2 年度	50	162	74	53	14
3 年度	58	174	78	48	18

(注) 「法」とは都市計画法、「規則」とは都市計画法施行規則のことです。

19 内環状北線整備事業等

(1) 目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業ほか周辺環境整備を一体的に進め、水めぐる城下町の歴史的風致の維持向上を図るとともに、歩行者が安全・安心に松本城を回遊できる空間確保のための道路整備を行います。

(2) 経過及び現状

内環状北線の国道 19 号白板交差点から大手二丁目交差点(本町西堀線)間は平成 2 年度着手、平成 16 年度に完成しています。

大手二丁目交差点から松本城交差点間については、南・西外堀の復元と一体的に整備します。

昭和 35 年度 都市計画決定

60 年度 「松本市総合都市交通施設整備計画調査報告書」による内環状線の位置付け

平成 2 年度 都市計画変更 (白板交差点～今町交差点の道路幅員を 30m に変更)

9 年度 都市計画変更 (今町交差点～松本城入口の道路幅員を 31m に変更)

11 年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定

- 20年度 関係地権者に個別意向調査を実施
- 21年度 地元説明会開催
- 22年度 地元説明会を5回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を研究
内環状北線の現況測量及び土質調査を実施
- 23年度 松本城南・西外堀復元事業と同様の取り組み
- 24年度 松本都市計画道路事業（3・2・12号 内環状北線）認可
- 25年度 事業用地取得を開始（令和2年度末 用地取得率約79%）
- 30年度 松本都市計画道路事業（3・2・12号 内環状北線）変更認可
- 令和2年度 道路工事に着手（電線共同溝工）

(3) 今後の進め方

- ア 内環状北線は令和4年度末の対面通行化、市道1056号線は一部完成供用を目指し、事業を推進します。
- イ 市道1057号線は、引き続き権利者個々の具体的な条件整備を進め、用地取得を目指します。

20 橋梁長寿命化修繕事業

(1) 目標

今後、架替え時期を迎える橋りょうの維持管理を従来の方法で進めた場合、補修や架替えに要する費用が一時的に集中します。限られた財源の中で効率的な維持管理を行うため、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修・架替えを進めてきましたが、道路法の改正を受け、平成26年度より近接目視による橋梁点検を実施し、それに基づき平成30年度には同計画の全面的な見直しを行いました。今後は更新された橋梁長寿命化修繕計画により効率的な維持管理を行い、橋りょうの安全性確保及び耐用年数の延伸を図ります。

(2) 経過

平成20年度	橋梁調査	83橋（15m以上の主要橋）	
21年度	橋梁調査	100橋（15m以上の主要橋）	緊急補修工事 千歳橋・月見橋
22年度	橋梁調査	168橋（5m～15m）	緊急補修工事 千歳橋・逢初橋
23年度	橋梁調査	150橋（5m～15m）	緊急補修工事 三城橋・清水元町橋
24年度		「松本市橋梁長寿命化修繕計画」策定	緊急補修工事 三城橋・小松橋・島立橋
25年度	緊急補修工事	島立橋	修繕詳細設計 出川橋外5橋 定期点検 94橋
26年度	補修工事	出川橋・新庄橋・本庄橋	修繕詳細設計 松本橋外4橋
27年度	補修工事	出川橋・本庄橋・昭和橋・並柳北橋・藤見橋・松本橋	
	補修設計	中林橋外4橋	
28年度	補修工事	原橋・中林橋・下瀬黒橋・百瀬橋・中条橋・井川城橋	
	補修設計	八竜橋 外5橋	
29年度	補修工事	原橋・下瀬黒橋・百瀬橋・中条橋・井川城橋・松本橋・上橋・八竜橋 下島1号橋	
	補修設計	元町橋 外5橋	

30 年度	「松本市橋梁長寿命化修繕計画」の見直し 補修工事 野尻橋・八竜橋・桜橋・洞橋・清水橋・御嶽橋・水汲橋・荒井橋 補修設計 開智橋外 6 橋
令和元年度	補修工事 下島 1 号橋・清水橋・御嶽橋・水汲橋・大岩橋・元町橋・一つ橋 念来寺橋 補修設計 湯川 2 号橋外 8 橋
2 年度	補修工事 清水橋、念来寺橋、元町橋、みとれ橋、開智橋、一つ橋、島々橋、 大岩橋、城北橋、中木戸橋、学北橋 補修設計 月沢橋外 5 橋
3 年度	補修工事 学北橋、中の橋、柳橋、寺前橋、湯川 2 号橋、ワサビ沢 1 号橋、 梓川 38 号橋、無名橋 15090、無名橋 17007、長田橋 補修設計 ワサビ沢 2 号橋外 8 橋

※平成 20 年度～令和 3 年度までに架け替えた橋りょう 11 橋

並柳橋・大正橋・曙橋・平田橋・源橋・霞沢橋・裏の田橋・梓川 106 号橋・会吉橋・渚橋・久手地沢橋

(3) 今後の取組み

平成 30 年度に見直しした橋梁長寿命化修繕計画に基づき、将来的な財政負担の低減、橋梁補修費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図ることを目的とし、橋りょうの長寿命化を進めます。

21 道路構造物定期点検事業

(1) 目標

道路法改正に伴い、平成 26 年 7 月から橋りょう等の大型道路構造物について 5 年に 1 度の定期点検が義務付けられました。点検結果に基づき長寿命化修繕計画を策定し、構造物の安全性の確保と耐用年数の延伸を図ります。

(2) 対象構造物

ア 橋梁	988 橋
イ 道路トンネル	1 箇所
ウ 大型カルバート	2 箇所
エ 横断歩道橋	6 箇所

(3) 経過

平成 29 年度	橋梁点検 258 橋、大型カルバート点検 2 箇所、トンネル点検 1 箇所 横断歩道橋点検 6 箇所
30 年度	橋梁点検 90 橋
令和 元年度	橋梁点検 212 橋
2 年度	橋梁点検 206 橋 トンネル点検 1 箇所
3 年度	橋梁点検 273 橋 大型カルバート点検 2 箇所

(4) 今後の取組み

橋梁以外の各構造物についても長寿命化修繕計画に基づき、将来的な財政負担の低減、修繕費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図るため、修繕工事を実施します。また、2 巡目の定期点検も

実施します。

22 村井駅周辺整備事業

(1) 目標

村井駅は、南部地域の交通拠点として、老朽化した駅施設の改修や自由通路の新設のほか、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。

(2) 経過

平成 19 年度 基礎調査（駅総点検・実態調査）

21 年度 地元関係町会等による村井駅周辺整備準備会を設立

27 年度 関係市議会議員による勉強会の発足、地元役員及び各関係機関との協議

28 年度 地元検討組織（東口、西口部会）を設置

29 年度 地元検討組織との協議や住民説明会を 2 回開催、村井駅整備基本計画策定

30 年度 村井駅整備推進協議会を発足、J R 東日本と基本協定締結

令和元年度 推進協議会、住民説明会を開催、アンケート調査により駅舎デザインを決定

2 年度 J R 東日本と自由通路及び駅舎整備工事の施行協定締結

村井駅整備連絡協議会、住民説明会を開催

3 年度 駅施設ほか交通広場等の事業用地取得、自由通路及び駅舎整備工事に着手

(3) 今後の取組み

ア 東西自由通路及び半橋上駅舎は、早期供用開始に向け、計画的に整備を推進します。

また、交通広場やアクセス道路等周辺施設の事業用地の取得、整備を進めます。

イ 駅舎公共スペースの整備に向けた取組みを進めます。

23 波田駅周辺整備事業

(1) 目的

市立病院が、波田中央運動広場に移転することから、官民施設が集積するアルピコ交通上高地線波田駅周辺を西部地区の拠点とするため、波田駅周辺整備計画を策定し、交通環境等の課題解決に向けた取組みを進めます。

(2) 経過

令和 3 年 9 月 市議会市立病院建設特別委員会において、市立病院の波田中央運動広場への移転に伴い、周辺道路対策、波田駅周辺の再整備等について検討することを協議し、了承を得る。

4 年 1 月 市議会建設環境委員会において、波田駅周辺整備計画を策定することを協議し、了承を得る。

(3) 今後の取組み

ア 5 月から「波田まちづくりワークショップ」を開催し、波田駅周辺の利用者との意見交換と整備計画の検討を行います。

イ 令和 4 年度末までに、波田駅周辺整備計画の策定を目指します。

24 グリーンインフラ推進事業

(1) 目的

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるため、松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象として、松本まちなかグリーンインフラアクションプランを策定し、具体的なグリーンインフラの活用に向けた取組みを進めます。

(2) 経過

- | | |
|------------|---|
| 令和 3 年 4 月 | 県が「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を公表 |
| 7 月 | 県、松本市、長野市、上田市及び飯田市の 4 市がグリーンインフラ推進の「信州まちなかみどり宣言」を共同宣言 |
| 4 年 1 月 | 市議会建設環境委員協議会において、松本まちなかグリーンアクションプランの策定について協議し、了承を得る。 |

(3) 今後の取組み

- ア 建設部作業チーム及び部局横断の庁内検討会議を設置し、グリーンインフラの具体的な取組みを検討します。
- イ 有識者等によるアクションプラン検討会議を設置し、プランの策定内容に関する意見提言を受け、策定に向けた検討を進めます。
- ウ 令和 4 年度末までに、松本まちなかグリーンインフラアクションプランの策定を目指します。